

葵の祈禱所

紀伊徳川家と高尾山

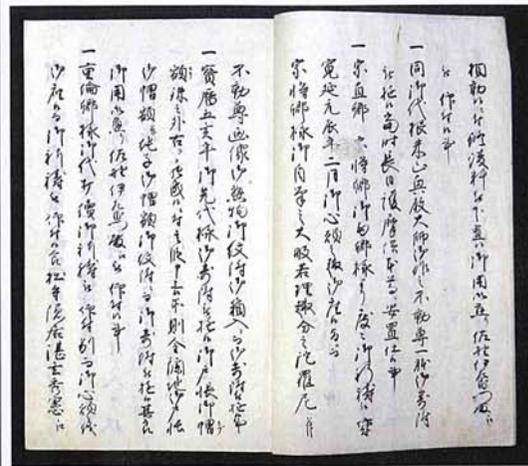
明治大学博物館 外山 徹

10

七代藩主宗将代の交流

紀州家六代宗直の治世は、宝暦七年(二七五七)まで足かけ四二年にわたる長きに及んだ。同年、子息宗将が七代藩主となるが、この時すでにかぞえて三八才。当時として

は、すでに晩年にさしかろうかという頃である。宗将関係の記録 寛政の由緒書には、宗直に続いて、宗将との関わりが記される。



寛政の由緒書 宗直・宗将との関係について記した箇所

寛延元辰年二月御心願の趣ござさうう旨にて、宗将御様御自筆の大般若理趣分の陀羅尼ならびに不動尊画像御懸け物御紋附御箱入りにてつらう事

一、宝暦五亥年御先代様御寄附あそばされそらう御戸帳・御帽・額、ことのほか古くまかり成り(中略)御寄附あそばされそらう

これによると、経典と不動尊画像の寄進があったとのことである。続く記載だが、実際には宝暦五年はまだ宗直が「先代」と呼ばれる頃ではない。この戸帳・帽額の再度の寄進は、前号で同時代の史料として紹介した佐野伊左衛門による書状に裏付けられるが、「帽額」と「水引」の表記の違いがあることからすると、直接参照したものではないかもしれない。戸帳とは仏像を納める厨子の上

から掛ける覆い布のこと、水引は仏前に飾る幕の一種である。ちょうど、前回掲載の不動尊の写真の上方にある紫色の幕の紋が三つ葉葵であったとイメージしていただければよい。

佐野の書状では、先年寄進を受けた戸帳・水引が破損したので、葉王院が新たに寄進を願い出たところ、それを引き受けたという内容で多少の異同はある。そして、寄進の願い出は開帳の執行が理由となっている。実際、宝暦五年は二月二五日から山内で居開帳が執行されている。とりあえず、話として整合するの

で、佐野の書状はその年のものとみなしておきたいが、宗直の代に実施された開帳は、前回触れた享保一六年(二七三二)、同二年をはじめとする居開帳が数次と元文三年(二七三八)には初の江戸出開帳を本所大徳院大仏勧化所で執行しているの

暦五年以外の年である可能性も無くはない。また、関心は書状に「先年御寄附」とある、それが何時のことかという点である。これは由緒書類にも記載がない。

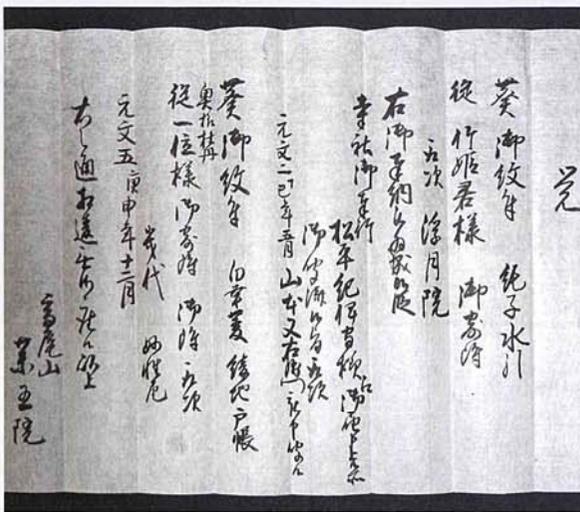
覚

- 元文の戸帳・水引寄進 ところが、戸帳・水引の寄進については気になる史料が一点あるので触れておきたい。
- 葵御紋付 純子水引
- 従 竹姫君様 御寄附
- 取次 浮月院
- 右御奉納なさせられそらう段
- 寺社御奉行所
- 松平紀伊守様へ御届申し上付(中略)
- 元文二丁巳年五月
- 葵御紋付 白幸菱綾地戸帳
- 莫(模)様牡丹
- 従一位様御寄附
- 御附取次 幾代 妙性尼
- 元文五庚申年十二月(後略)

これは、何らかの契機で作成されたメモ書きではないかと考えている。幕府は明和五年(二七六八)に神社がみだりに開帳場に葵紋付の品を飾り付けることを禁じ、翌年には所持する葵紋付の品を届けさせている。そうした際に作成したものでないか。

内容的には疑問がある。調べてみたところ、竹姫

元



元文期の水引・戸帳の寄進を記した書面

という名は紀州家の家系には見当たらない。將軍吉宗の養女となった人物が知られるが、享保一四年には島津継豊に嫁いでおり、元文の段階で姫君と呼ばれるのは違和感がある。ところが、届出先とする松平紀伊守信岑は確かに元文二年当時に在任している。

では、「従一位様」はどうか。『南紀徳川史』は一〇代藩主治宝のこと

は一〇代藩主治宝のこと「位様」と記している。藩主をそう呼び慣わすのかと思つたが、治宝死後の呼称として用いているので治宝個人のことのよう

は一〇代藩主治宝のこと「位様」と記している。藩主をそう呼び慣わすのかと思つたが、治宝死後の呼称として用いているので治宝個人のことのよう

うだ。「位様より」と読むとして、「元文段階の徳川一族でそう呼ばれるべき人物は吉宗しかない。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするには

い。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするにはい。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするには

い。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするにはい。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするには

い。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするにはい。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするには

い。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするにはい。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするには

い。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするにはい。吉宗の正一位は追贈だが、書面自体がそれ以降のものとするには